そのなかに仙北郡の寺館尻引村

(現西仙北町域)

の記載がない。

この村は一七世紀前期、秋田藩と矢島領にその支配が二分された

## 文政九年真澄仙北郡調査のさいの一つの問題

## 〜真澄は「他国者」とする謎〜

## **一 はじめに~本稿の目的~**

題について一史料の紹介と、それを通していくつかの関連する問題本稿では文政九年(一八二六)、秋田領仙北郡内の調査をめぐる問告れを地誌としてまとめたことはよく知られていることである。世紀初め頃より秋田領内の各郡をめぐり、いろいろ調査をおこない、これまでの研究が明らかにしてきているように、菅江真澄は十九

## 取上げる史料について

相給の村で、天保三年(一八三二)以降は秋田藩領になった村である。(註2)

伊\*高

橋

秀

信夫

(一九九五年十月三十日受理

六巻所収)をまとめているが、どうしたことかここにも載せられて査をおこない、「月の出羽路仙北郡」四巻(『菅江真澄全集』第五・文政九年、秋田藩の命により真澄はこの仙北郡各地を巡回して調ところが「六郡郡邑記」にはこの村は出てこない。

ることである。 (注3) 支配の領主が異なる相給の村は、江戸時代にあっては広くみられ

いない。

の疑問として長くそのままにしていた。もみられるが、そうしなければならない理由も見出せないまま一つ村を書き忘れたとも考え難く、また相手の矢島の領主に遠慮したとこの二つの、ほぼ百年もへだてて書かれた書物が偶然ともにこの

纏御用被仰付致廻在候、当人事は他領人之事故、御指障之以町送一筆申入候、然は真澄と申もの、村々諸事古跡等取「文政九年 御廻文写帳」の、次のような一文が目にとまった。「文政九年 御廻文写帳」の、次のような一文が目にとまった。一九九四年夏、たまたま西仙北町地域の江戸時代の史料を調べて

次第有之、御堺に案内致間敷と被仰渡候間左に可相心得候

一此御判紙筆付にいたし返上可有之候、以上

尚以一統へ能々可申伝候、以上

(次一箇条、これに関係ないもの~略す)

十月十七日

親郷

この文の大意は、

命令なのでその旨心得て対処せよ。」
には強力のである御用を(秋田藩から)命じられて迴在することになっているが、この真澄は『他領人』、つまり他国の出身の者=でいるが、この真澄は『他領人』、つまり他国の出身の者=の合かのでをの皆心得て対処せよ。」

ということになる。

る

なおこの年十月十七日は、西暦では一八二六年十一月十六日であ

三 この史料の問題点

いるものはないようである。 全部に目を通しているわけではないが~管見のかぎりでは関説してこれまで出されてきている多くの真澄研究の論稿でも~筆者はそのこれまで出されてきている多くの真澄研究の論稿でも~筆者はそのこの史料は内田武志の研究を集大成したともいえる『菅江真澄全

したがって以下この史料についてすこし検討してみよう。

末は仙北郡神宮寺に滞在していた。 月の下旬から仙北郡におもむき調査を開始している。そして一二月久保田に帰り、七三歳の彼はゆっくり休むこともなく、ただちに五二六)春に前年調査をおこなった平鹿郡の地誌を完成させ、五月に二六)まずここに出てくる真澄であるが、これまでの内田の研究などかまずここに出てくる真澄であるが、これまでの内田の研究などか

の内容の使命の文意からしても別人でないことはたしかである。こうした事からして、この史料の「御用を仰せつかる」というそ

そこで内容だが、

理解できるのだが:)「諸事古跡」とはなんだったのか。(古事、来歴に関する諸事なら

ないのか。一「他国人」だといかなる支障があって郡境に立ち入らせてはなら

示が出されていたものであろうかも問題となろう。 おなる範囲なのか。そもそもいろいろな差し障りがあるとするなが、これより先の文化十一年(一八一四)、雄勝郡を巡回しているば、これより先の文化十一年(一八一四)、雄勝郡を巡回しているば、これより先の文化十一年(一八一四)、雄勝郡を巡回しているが、やはりこれと同じ趣旨の「(他領との) 境立ち入り制限」の指が、やはりこれと同じ趣旨の「(他領との) 境立ち入り制限」の指が、やはりこれと同じ趣旨の「(他領との) 境立ち入り制限」の指が、やはりこれと同じ趣旨の「(他領との) 境立ち入り制限」の指示されていないが、いまたここで言う郡境の範囲については明示されていないが、いまたここで言う郡境の範囲については明示されていないが、いまたことでは、

この点については後述する。これは文政七年からの平鹿郡の調査でも同様である。

るが一体藩のどこからその指示が出されたものなのか。 この廻文は親郷である刈和野村の親郷肝煎からまわって来てい

またこれは仙北郡奉行が独断で指示を出したのか。

(さきに挙げたように真澄の仙北郡の著作には矢島領と相給の寺か。あるいは無視されたものなのか、ということも問題になる。一 これは文の内容ではないが、この通達は一体守られたものなの

館尻引村の記述はない。)

のかどうか。 のかどうか。 のかどうから真澄自身にも直接あらかじめ伝えられていたものなー ここに記された立ち入り制限といったことが、調査開始にあた

であろう。
であろう。
であろう。
であろう。

当時他領の地へその一部でもあれ境界の住人同士の往来であれば郡の駒カ岳にまつられている駒形根神社に詣でていた事実がある。ただそこで想起される一つに、真澄はこれ以前の文化十一年(一たしかに境に藩が秘密にしていて知られたくない鉱山があるとかたしかに境に藩が秘密にしていて知られたくない鉱山があるとか

えてとあれば、正式な許可が必要であった筈であるが、このあたりともかく、真澄のようにはじめから調査を目的とする者が境界を越

はどうであったのだろうか

とがなかったのか。が先方に誤解、疑惑をまねき、あとで問題になったというようなこが先方に誤解、疑惑をまねき、あとで問題になったというようなこまたかりに許可をあらかじめ取っての行動であったにせよ、それ

たのかどうかも問題となる。 て探索したなどとの疑念から、先方から秋田藩に抗議などがなかっとくに真澄のような他国の者を秋田藩で使って、調査に名をかり

形で残されていないことはたんなる偶然なのであろうか。(注5)そして、この時まとめられたはずの「駒形日記」もきちんとした

寺社などの名称を記入した用紙を貼付して提出している。急差し出せとの命をうけ、二六冊を明徳館に提出したようであるが、のさい「ゆきのあきたね」・「すすきのいでゆ」・「みかべのよろそのさい「ゆきのあきたね」・「すすきのいでゆ」・「みかべのよろこの雄勝郡調査の時期~文化十一年秋、藩より真澄は日記類を至

に追及してみる必要があるように考えられる。 推測しているが、はたしてそうなのであろうか。このところもさら ちょうどこの頃明徳館では『風俗問状答』の編纂を終え、引き続い れまで内田武志があきらかにしている。このことについて内田は、 しかもその筆跡はひどく粗雑で、急遽認めた様子であることはこ

文化年間からあったことも内田は指摘している。ことなのか。ただ彼の領内調査については一部藩士の反発の空気がの筆を絶っていることが知られているが、このことは一体どういうというわけでもないのに、文化十二年夏以降文政五年六月まで一切またこの雄勝郡の調査のあと、真澄はしばらくの間病床にあった

あたりの研究が要請されるところである。 り、雄勝郡内の佐竹南家の居住する湯沢町が除外されている。これ うかは確かではないが、まったく無関係であるとも断定できないよ うにも考えられ、内田の研究をさらにすすめるためにも、今後この が、まったく無関係であるとも断定できないよ これ また領内地誌の調査、作成にあたっても、城下久保田町はもとよ

かけたい。
ともあれ、膨大な菅江真澄の著作の陰には、秋田藩に命じられたというにをであっても、彼にとっては不本意な制約の上でまとがあることが今回提示した一史料からもうかがうことができる。とがあることが今回提示した一史料からもうかがうことができる。

(あとがき)

共著の二人は、一九九三年秋、西仙北町域の史料を調査中、今回

紹介した史料に出あった。

紹介したものと同種のものや、それ以外の関連するものを見出してその後注意してこの地域関係の史料を追跡しているが、まだ今回

いない。

期待したい。

立いたのかどうかなど、多くの人達の力によって解明が進むことを各地の真澄の調査をしていくさいに、他でもこの種のものが出されみ限定されて出されたものかどうかはあきらかではないので、今後、文中でも述べたように、これが文政九年の仙北郡調査のさいにの

てくださった西仙北町役場職員佐々木義孝氏に深謝したい。史料閲覧の機会を与えていただいた深浦氏、閲覧に便宜をはかっなお本稿は二人の検討により高橋がまとめたものである。

注

- (2) 『西仙北町史』一九九五年 参照
- ではないので一言その旨を指摘しておくにとどめておく。制社会の固有の編成原理にもとづく社会構造上の特質による制社会の固有の編成原理にもとづく社会構造上の特質による。業者はこの相給~それは二人であれ、さらにそれ以上の相
- (5) 同前書 解題 四一三~四一七頁

4

前掲『菅江真澄全集』第五巻

解題

四一七~四一八頁

\* 前秋田県公立学校教員

(6) 同前書 別巻一 三七一~三七四頁

的な実証分析は課題を今後に残している。也によってあきらかにされてきているが、その全面的、総合これまで、この時期の藩政展開の問題は、その一部が金森久

ないと判断される。 真澄をめぐる藩の態度もこうした事態の推移と無関係では